

町長の『余白に書かせて!』



令和元年度から、鳥取県教育委員会の「学力向上推進プロジェクトチーム会議」の委員を務めています。このプロジェクトチームは、兵庫教育大学の浅野良一教授を座長に、県内の小中学校長や市町村教育長、民間有識者などで構成されていて、プロジェクト名の通り、どのような方法で子どもの学力を向上させることができるのかを議論しています。

委員となつてから、これまで3回の会議を重ねていますが、その中で私は、首長と保護者という両方の視点に立つて意見を述べさせてもらいました。そして、各委員のいろいろな提言などを踏まえながら、県教育委員会として新年度の取り組みもまとまってきましたので、個人的に着目しているところを一つだけご紹介します。

その取り組みは、鳥取県独自の



学力・学習状況調査です。全国的に実施されている学力・学習状況調査は、あくまでも全体の平均点を示すもので、新しく行う県独自の調査は、一人一人の児童生徒の学力がどれだけ伸びたのかを調べるといったものです。

次年度は、一部の自治体でのみ先行実施される予定ですが、改善の取り組みを検証するための情報がより詳細に把握できることにより、教員の指導力や学校の経営力の水準を上げる一つのきっかけになるのだと考えられます。

学力向上のための取り組みは、これだけではないですが、改善の積み重ねによつて、子どもたちがこの地域で学んでよかつたと感じてもらえる教育環境を、教育委員会や学校関係者の皆さんと共につくっていきたいと思います。

(文責／町長 竹口大紀)



はい！消費生活相談窓口です

暮らしに役立つ情報や最新の消費生活トラブルをお伝えします。知っておくと適切な対応ができます。

賃貸住宅契約のトラブルを防ぐには

賃貸住宅を借りる時は、下見して、重要事項の説明を聞き、契約書をよく読みましょう！*入居時の状態を確認して、写真を撮って残しておきましょう。

【事例1】

遠方だったので下見をせずに入居し、廊下の壁のクロスが破れていたが何も言わずにいた。退去時に修繕費用が必要と言われ、最初から破れていたと言ったが、入居前は破れていなかったと主張され敷金から差し引かれた。

【事例2】

退去時に水回りの清掃費2万円を請求された。契約書を見ると書いてあるが、きれいに掃除をしていたのに払わなければならないが。

【アドバイス】

- 契約前には、必ず日中に物件を双方でよく確認をして、入居前には写真を残しておきましょう。
- 契約前には、重要事項説明書を受け取り、必ず宅地建物取引士から説明を受けましょう。
- 重要事項説明書は早めに受け取り、よく読んで疑問を確認した上で契約の検討をしましょう。
- トラブルが生じた時、原則的には契約書に基づくので、よく読んで説明を受け、書面にない約束は書面に残し、理解した上で契約をしましょう。

*お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民課

☎ 0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

☎ 0859-34-2648 (平日・土・日)